

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧					
1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。） 第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手 数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、 参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及 び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものと する。 (1)～(5) (略)				1. 株券等に関する業務規程（以下「業務規程」という。） 第 111 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手 数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、 参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及 び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものと する。 (1)～(5) (略)					
別表第 1（振替件数基準による振替手数料）				別表第 1（振替件数基準による振替手数料）					
(1) 株券				(1) 株券					
区分	徴収対象者	徴収料率		区分	徴収対象者	徴収料率			
振替 手 数 料	(1) (略)	当月の 振替件数 （た だ し、次 の 、及 びに該 当する ものを 除く。） (略)	1 件につき	<u>180 円</u>	振替 手 数 料	(1) (略)	当月の 振替件数 （た だ し、次 の 、及 びに該 当する ものを 除く。） (略)	1 件につき	<u>200 円</u>
		当月の 振替件数 のうち、 500 件に 月間業務 取扱日数 を乗じた 件数以下 の部 分 (略)	(略)	(略)			当月の 振替件数 のうち、 300 件に 月間業務 取扱日数 を乗じた 件数以下 の部 分 (略)	(略)	(略)
	(2) (略)		1 件につき	<u>45 円</u>		(2) (略)		1 件につき	<u>50 円</u>
	(3) (略)	当月の 振替件数 （た だ し、次 の 及び に該当 するもの を除く。） (略)	1 件につき	<u>90 円</u>	(3) (略)	当月の 振替件数 （た だ し、次 の 及び に該当 するもの を除く。） (略)	1 件につき	<u>100 円</u>	
	当月の 振替件数 のうち、 500 件に 月間業務 取扱日数 を乗じた	(略)	(略)	当月の 振替件数 のうち、 300 件に 月間業務 取扱日数 を乗じた		(略)	(略)		

		件数以下の部分	
--	--	---------	--

(注) 1.・2. (略)

(2) (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>180円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>45円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>90円</u>

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>180円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>45円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>90円</u>

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>180円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>45円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>90円</u>

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>180円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>45円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>90円</u>

(削る)

		件数以下の部分	
--	--	---------	--

(注) 1.・2. (略)

(2) (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>200円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>50円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>100円</u>

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>200円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>50円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>100円</u>

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>200円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>50円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>100円</u>

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(1) (略)	1件につき <u>200円</u>
	(2) (略)	1件につき <u>50円</u>
	(3) (略)	1件につき <u>100円</u>

附 則  
(略)

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
日本証券クリアリングが業務規程施行規則第 48 条第 2 項に規定する DVP 決済に基づく振替を行った場合の処理に係る手数料	(略)	平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで 6,655 千円

(注) 1.~5. (略)

#### 附 則

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 振替手数料の額は、次の各号に掲げる期間においては、改正後の別表第 1（以下「別表第 1」という。）の規定にかかわらず、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料については、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料の合計額と改正後の別表第 2（以下「別表第 2」という。）各号に定める徴収対象者の(1)及び(2)に係る振替手数料の合計額を比較（別表第 1 各号及び別表第 2 各号に定める徴収対象者の(2)に係る振替に関し、業務規程施行規則第 53 条の 3 第 2 項に規定する振替請求又は同規則第 53 条の 5 第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の参加者の参加者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び同規則第 53 条の 3 第 1 項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった参加者（質権者を含む。）に係る振替手数料については、それぞれの振替の相手先となった参加者（以下「各相手先参加者」という。）に対して別表第 1 各号及び別表第 2 各号の該当する規定を適用して得られた金額を各相手先参加者毎に比較）し、また、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料については、別表第 1 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料の額と別表第 2 各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料の額を渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に比較し、それぞれに関し、別表第 1 により算出した額（以下

2. 業務規程第 111 条第 2 項の規定に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
日本証券クリアリングが業務規程施行規則第 48 条第 2 項に規定する DVP 決済に基づく振替を行った場合の処理に係る手数料	(略)	次の(1)及び(2)に掲げる期間の区分に従い、当該(1)及び(2)に定める額を、当該各期間にそれぞれ適用する。 (1)平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで 39,929 千円 (2)平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで 6,655 千円

(注) 1.~5. (略)

「第1基準額」という。)が別表第2により算出した額(以下「第2基準額」という。)を上回る場合はその増加差額に一定割合(次の各号に掲げる期間に規定する割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額に第2基準額を加えた額(ただし、別表第1各号に定める徴収対象者の(3)に係る振替手数料については、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に算出して得た額の合計額とする。以下、第1基準額が第2基準額を下回る場合において同じ。)とし、また、第1基準額が第2基準額を下回る場合はその減少差額に一定割合を乗じて得た額を第2基準額から差し引いた額とする。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の40
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の60
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の80

別表第2 (振替株数等基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1) (略)	(1)1日の振替株数が5千万株以下の部分 (2)~(5) (略)	1株につき 0.0035円 (略)
	(2) (略)	(1)1日の振替株数が5千万株以下の部分 (2)~(5) (略)	1株につき 0.00175円 (略)
	(3) (略)	(略)	1株につき 0.00175円

(注) 1. ~ 3. (略)

(2) (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	(1) (略)	(1)1日の振替口数が5万口以下の部分 (2)~(8) (略)	1口につき 1.75円 (略)
	(2) (略)	(1)1日の振替口数が5万口以下	1口につき 0.875円

		下の部分 (2)～(8) (略)	(略)
	(3) (略)	(略)	1口につき 0.875円

(注) 1.～3. (略)

b 前a以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手数料	(1) (略)	(1)1日の振替口 数が5万口以 下の部分 (2)～(5) (略)	1口につき 3.5円 (略)
	(2) (略)	(1)1日の振替口 数が5万口以 下の部分 (2)～(5) (略)	1口につき 1.75円 (略)
	(3) (略)	(略)	1口につき 1.75円

(注) 1.～3. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手数料	(1) (略)	(1)1日の振替口 数が5万口以 下の部分 (2)～(5) (略)	1口につき 3.5円 (略)
	(2) (略)	(1)1日の振替口 数が5万口以 下の部分 (2)～(5) (略)	1口につき 1.75円 (略)
	(3) (略)	(略)	1口につき 1.75円

(注) 1.～3. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率	
振替 手数料	(1) (略)	(1)1日の振替口 数が5万口以 下の部分 (2)～(5) (略)	1口につき 3.5円 (略)
	(2) (略)	(1)1日の振替口 数が5万口以 下の部分 (2)～(5) (略)	1口につき 1.75円 (略)

	(3) (略)	(略)	1口につき 1.75円
(注) 1.・2. (略)			